

令和2年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

恵那県事務所

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の作成後、目標の達成状況が記録されていない事例があったため、必ず訪問介護計画の実施状況を把握し、記録すること。
通所介護	重要事項説明書	利用者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を記載すること。
通所介護	秘密保持	サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いることにつき、利用者の家族の同意を記録すること。
(介護予防) 訪問看護	重要事項説明書	入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を記載すること。
介護老人福祉施設	事故発生防止のための指針	事故発生の防止のための指針に、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込むこと。
介護老人福祉施設	看取り介護加算	看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。